

(趣旨)

第1条 この要領は、習志野市男女共同参画センター(以下、「センター」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
習志野市男女共同参画センター(愛称 ステップならしの)	習志野市津田沼5丁目12番12号 サンロード津田沼5階

(機能)

第3条 センターは、次に定める機能を有する。

- (1) 男女共同参画に関する学習の機会及び活動と交流の場の提供に関すること
- (2) 男女共同参画に関する情報の収集及び提供に関すること
- (3) 男女共同参画の推進に取り組む市民又は団体等の支援に関すること
- (4) その他市長が認めたもの

(開所時間及び閉所日)

第4条 センターの開所時間及び閉所日は、次の表のとおりとする。ただし、市が必要と認めるときは、これを変更することができる。

開所時間	午前9時から午後5時まで
閉所日	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 年末又は年始における日で習志野市の休日に関する条例(平成元年条例第21号)に規定する市の休日

(センターの利用)

第5条 センターの利用対象者(以下、「利用者」という。)は次のとおりとする。

- (1) 習志野市男女共同参画推進団体登録に関する実施要綱第4条に規定する登録団体の構成員
- (2) 習志野市市民協働インフォメーションルームの団体登録に関する要領第4条に基づき、承認を得た登録団体の構成員
- (3) その他、市内に在住、在勤又は在学する者であって、男女共同参画担当課長が必要と認める者

(図書情報コーナー)

第6条 利用者はセンターが所蔵する図書及び行政資料等を閲覧及び借り出すことができる。ただし、禁帯出資料については閲覧のみとする。

2 貸出を希望する者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 貸出は1人5冊以内とし、貸出期間は14日以内とする。
- (2) 身分証明書を提示するとともに、図書貸出カードに氏名、住所、電話番号及び本の題名を記載し、提出する。
- (3) 図書を紛失した場合、図書紛失カードをもって届出なければならない。

(研修室)

第7条 利用者は次の各号に掲げる利用枠に応じて、研修及び勉強会等を行う場として利用することができる。ただし、利用時間に関わらず、貸出は枠ごとに行うものとする。

- (1) 午前 午前9時から正午
- (2) 午後 午後1時から午後5時
- (3) 夜間 午後6時から午後9時

2 利用日が土曜日にあつては前項第3号の貸出は行わない。

3 利用にあたっては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 電話または来所にて、事前に利用申込を行う。
- (2) 利用申込は、利用日の3か月前の同日より受付を行う。ただし、当該日が第3条に掲げる閉所日の場合は、その前日より受付を行う。
- (3) 利用は第4条各号に掲げる団体を単位とし、1か月に4枠以内とする。ただし、利用当日に他利用者がいない場合はこの限りではない。
- (4) 利用後は、「男女共同参画センター(研修室)利用カード」を提出する。
- (5) 登録団体が、その学習会や研修会等にかかる経費(材料代、通信代及び講師謝礼等を含む)を実費で徴収する場合は、1人につき1回1,000円以内とし、申込みの際に、収支予算書及びチラシを提出するとともに、終了後に決算報告書を提出しなければならない。なお、広報等にて実費徴収する旨を明記するものとする。

(利用制限)

第8条 第4条から前条に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用することができない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動であると認められるとき。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動であると認められるとき。
- (3) 営利を目的とする活動であると認められるとき。
- (4) 公の秩序または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (5) 施設又は設備を滅失し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (6) 習志野市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号の暴力団又は暴力団若しくは同条第3号の暴力団員等の統制の下にある団体の活動であるとみとめられるとき。

- (7) その他センターの設置目的にそぐわない活動と認められるほか、習志野市庁舎管理規則(平成29年5月31日規則第36号)が守られないとき。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。